

6

国民年金からのお知らせ

学生納付特例申請を受け付けます

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務づけられていますが、保険料を納めることが困難な学生については、「学生納付特例」の制度があります。

申請して承認を受けると、在学中の保険料を卒業後に後払い（追納）することができます。なお、在学中は毎年申請が必要です。



【申請受付期間】

4月1日～平成28年3月末日

【特例対象となる人】（①、②どちらにも該当する人）

- ①大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校およびその他の教育施設に在学する学生等
- ②本人の前年度所得が「118万円＋扶養親族等の数×38万円」以下である人
 - ※各種学校については1年以上の課程に在籍している人に限る
 - ※夜間・定時制課程や通信課程の人も含む

【申請時に必要なもの】

- 学生証（コピー可）または在学証明書 ○年金手帳または国民年金保険料納付書 ○印鑑
- 住所が同一の代理人が申請する場合…○代理人の身分証明書（運転免許証など）
- 住所が別の代理人が申請する場合…○代理人の身分証明書（運転免許証など） ○委任状

【特例対象となる期間】

- 20歳以上の学生である期間のうち、
- 平成27年度の申請分は、平成27年度末まで
- 過去期間の申請分は、申請が受理された月から2年1カ月前まで

【申請後承認を受けた期間について】

- 病気や不慮の事故などで重い障がいが残った場合、障害基礎年金を受給するための資格期間として算入されます
- 老齢基礎年金を受給するための資格期間に算入されますが、後払い（追納）しないと年金額には反映されません

【申請後の追納について】

- 申請後承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後払い（追納）することができます。ただし、2年を過ぎると当時の保険料に加算額がつかます
- 追納する場合は、年金事務所に納付書の再発行を依頼してください

4月から国民年金保険料額が変わります

平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）の国民年金保険料は

月額 **15,590円** です。

申請・問合せ先

直方年金事務所 国民年金課 ☎0949・22・0891
住民課 住民年金係 ☎65・3301